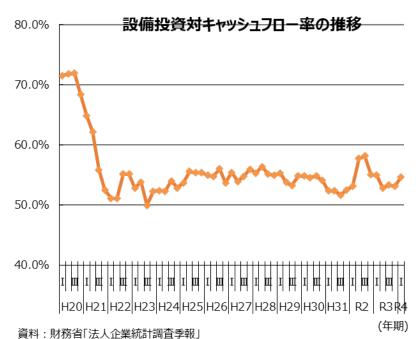
令和5年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室)

項	目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長
税	目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行令第 20 条の 3
要	適用期	限を2年間延長する。
望		
o		
内		平年度の減収見込額 ――百万円
容		(制度自体の減収額) (▲46, 300 百万円)
, <u>1</u>		(改正増減収額) (—百万円)

新	-	(1) 政策目的	
設	•		等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要 ている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進す
•		るに割を担う	こいる。成長の成工のに同じて中小正案有等の設備投資を促進す
拡			
充	:		
又			
は		 (2) 施策の必	要性
延			ット 少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、
長	:		り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷
を		し、人材確保を	や事業の持続的発展が懸念されているところ。
必		1.01.1	源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス
要			により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上さ 行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要
ع		があるところ	、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ
_ ਰ			いない状況にある。
る			状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展 め、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設
理			た生産性の向上を図ることが不可欠。
由	-		
今		政策体系	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成29年9月策定)】
⁷ 回		における	V. 情報通信 (ICT 政策)
の		政策目的の	2. 情報通信技術高度利活用の推進
要		位置付け	VI. 郵政行政 郵政行政の推進
望			中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を
_			支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏ま
1 租			兵体的には、近年の中小正案にありる設備投員動向を踏ま え、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。
税		政策の	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上
特	合	達成目標	80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上
別			30%以上の水準を維持する。
措	理		③生産・営業用設備 DI
置	性		│ 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI│ が±5 ポイント程度の水準を維持する。
\smile		租税特別措	
1=		俎祝特別指	令和 5 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
関		は延長期間	
連			
す		E 1 6 4555	80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。
る		同上の期間 中 の 達 成	②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。
事		甲の達成	30%以上の水準を飛行する。 ③生産・営業用設備 DI
項			設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI
			が±5 ポイント程度の水準を維持する。

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の 2 年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレの影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。



政策目標の 達成状況

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。



		(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移 25 20 15 10 5 0 ▲ 5 ▲ 10 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注)1.ここでいう中小企業とは、資本会2,000万円以上1億円未満の企業とする。 (注)2.生産・営業用設備DIの推移 (年期) (注)2.生産・営業用設備のは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。
	要望の 措置の 適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和5年度 49,060件 令和6年度 49,060件 ※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する 報告書」、中小企業景況調査等より推計
有 効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	現行制度はよりできます。 はいます はいます はいまり ではいまり ではいまな では

	相	当該要望項 目以外の税 制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の 10%の税額控除(資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税な		租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 平成 30 年度: 54, 634 件 令和元年度: 53, 930 件 令和 2 年度: 49, 060 件 【減収額】 平成 30 年度: 573 億円 令和元年度: 550 億円 令和元年度: 463 億円
特別措置の適用実績		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	租税特別措置法の条項:第42条の66、第68条の11 適用件数:特別償却 22,894件 税額控除 26,166件 適用額 :特別償却 1,999億円 税額控除 163億円 ※令和2年度の適用状況
での租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な 数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした 又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケー ト結果がある。
			令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表*されている。
			※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ

		ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 申ttps://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html
		同ディスカッションペーパーでは、「2014 年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置(中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017 年度に中小企業経営強化税制に改組)について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業(資本金 1 億円超10 億円以下)と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることがいる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。
	回要望時 達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5ポイント程度の水準を維持する。
か 度 に に	回要望時 らの達成 及び目標 達してい は場合の 由	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。
これまで 要 望 経		平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月)に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量 8 ½以上→3.5 ½以上) 平成 12 年度 1 年間の延長(平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長) 平成 13 年度 10 ヶ月の延長(平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 14 年度 2 年間の延長(平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長(平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品
		の見直し(デジタル複合機の追加) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の

		延長)
平成 2	2 年度	2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の
		延長)
平成 2	4 年度	2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の
		延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は
		測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
平成 2	6 年度	3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の
		延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の
		拡充)
平成 2	29 年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長
		(平成31年3月末までの適用期間の延長)
令和元	年度	2年間の延長
		(令和3年3月末までの適用期間の延長)
令和 3	年度	2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延
		長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事
		業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契
		約等の目的である事業の用に供するものを除外。

令和5年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室)

項目	名	中小企業者等が特定経営力向 法人税額等の特別控除(中小]上設備等を取得した場 企業経営強化税制)の	易合の特別償却又は 見直し及び延長
税	目	所得税 租税特別措置法第10条の5 租税特別措置法施行令第5 租税特別措置法施行規則第 法人税 租税特別措置法第42条の1 租税特別措置法施行令第27 租税特別措置法施行令第27	条の6の3 5条の11 2の4、第52条の2 7条の12の4、第30条	ī.
要	小企業	・資源高等によるコストプッシ の生産性向上や DX に資する投	資をメリハリの効いたf	
望	の所要	の措置を講じ、適用期限を2年	- 间延長する。	
o				
内			平年度の減収見込額	(精査中) 百万円
容			(制度自体の減収額)	(▲76,800百万円)
Tr			(改正増減収額)	(万円)

		(1) 政策目的
Ŕ	新	中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進する
Ī	设	ことで、中小企業者等の経営力の向上を図る。
	•	
+	広	(2) 施策の必要性
_		│ 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中 │ │小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人 │
	充	材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。
2	又	円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染 症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを
(は	行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、
3	延	新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復してい ない状況にある。
-	Ę	このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開
7	を	等を促すため、中小企業の生産性向上や DX に資する投資をメリハリの効いた形 で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、
ı	- 必	中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。
	D 要	
	と	
7	す	
Ž	る	
Ŧ	理	
E	由	
今		令和5年度概算要求における政策体系図 政策体系 【其本 (実施) 計画 (20年8月第定)】
回		^{図 束 14 糸} 【基本(実施)計画(29 年 9 月策定)】 に お け る V. 情報通信(ICT 政策)
の		政策目的の 2. 情報通信技術高度利活用の推進 77. 郵政行政
要		位置付け 郵政行政の推進
望		政 策 の 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水
		達成目標 準まで回復させること。
租	合	租税特別措 令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間)
税		置の適用又
特	理	は延長期間
別	性	同上の期間 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水
措 置		中 の 達 成 準まで回復させること。 日
旦		目 標
に		新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年
関		政策目標の 度に大きく減少。令和3年度もほぼ横ばいであり、今後も、新型 コロナウイルス感染症や円安・資源高等によるコストプッシュ・
連		達成状況 インフレ下で、先行きが不透明な状況。
す		

	35.0 30.0 大企業
要 望 の 措 置 の 適用見込み	(適用期間内における適用件数) 令和3年度 23,079件 令和4年度 23,079件 ※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	現行制度は、税等を持つのでは、対策を関係を対して、対策を関係を対して、対策を対し、対域を対象を対して、対策を対し、対域を対域を対象を対域を対象を対域が、あるので、対策を対し、対域を対域が、あるが、対域を対域が、対域を対域が、が、あるは、対域を対域が、が、あるは、対域を対域が、が、あるは、対域を対域が、が、あるは、対域を対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、
当該要望項 目以外の税 制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業 投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支 援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資 を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の 税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、 個人事業主のみ)できることとされている。
	措適 要のみて 望効手有の のみ が関連の での が が が が が が が り の り り り り り り り り り り

T T	1	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	
	要望の措置の 妥 当 性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウエア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
Ę	租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 平成 30 年度: 26, 469 件 令和元年度: 26, 159 件 令和 2 年度: 23, 079 件 【減収額】 平成 30 年度: 1, 063 億円 令和元年度: 975 億円 令和 2 年度: 768 億円
これまでの租税特別措置の	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	租税特別措置法の条項:第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数:(特別償却)15,742件 (税額控除)7,337件 適用額:(特別償却)4,742億円 (税額控除)96億円 ※令和2年度の適用状況
置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。 令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表*されている。
関連する事項		※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効 果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html
		同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置(中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組)について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業(資本金1億円超10億円以下)と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設

	備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。 このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、 今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用 を検討する。
前回要望時 の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	令和3年度における中小企業者等の設備投資は11兆円(四半期で3兆円)となっている。 設備投資は増加傾向にあったが、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。 新型コロナウイルスの影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。
これまでの	平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組 し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化
要望経緯	を行った上で延長 (適用期間は令和3年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等の ために行う設備投資を追加
	令和3年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投 資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和5年3月末まで)

令和5年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室)

		(秘労省情報派通1)以向地域通信振興味アンダル程済推進至/
項目	名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小 会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等(エンジェル税制)の拡充
	<u> </u>	所得税
		租税特別措置法第37条の13
税	目	租税特例措置法第 41 条の 19
		租税特別措置法施行規則第 18 条の 15
		租税特別措置法施行規則第 19 条の 11
	1.特例	措置の対象(現行制度の概要)
	和税物	詩例措置法第 37 条の 13、第 41 条の 19 に基づき、一定の要件を満たした中小企
		ある株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除(以下「優遇措置 A」と
		またはその年の他の株式譲渡益からの控除(以下「優遇措置B」という)のいず
		選択可能な制度
		除額:①所得控除:取得に要した金額(8 百万円が限度) と総所得金額等の 40%
	(1)	に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
		②株式譲渡益から控除:上限なし
	(2) 済	用期限:恒久措置
		用効像:恒八指直 用対象:適用期限までに発行される株式を金銭の払込みにより取得した一定の
		個人
	(4) 企	選択 選択 **
	(4/ 11	i 創業 (設立) 5 年未満の中小企業者であること
		ii 設立年数ごとの要件を満たしていること
要		(i) 1年未満かつ最初の事業年度を未経過
		研究者あるいは新事業活動従業者が2人以上かつ常勤の役員・
		従業員の10%
望		(ii)1年未満かつ最初の事業年度を経過
<u> </u>		研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・
		従業員の10%以上で、前期までの営業キャッシュフローが赤字
Ø		(iii) 1年以上2年未満
0)		以下のいずれかを満たすこと
		・試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシ
-		ュフローが赤字
内		・新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%
		以上で、直前期までの営業キャッシュフローが赤字
		(iv) 2 年以上 3 年未満
容		以下のいずれかを満たすこと
		・試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシ
		ュフローが赤字
		・売上高成長率が 25%超で営業キャッシュフローが赤字
		(v)3年以上5年未満
		試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシュ
		フローが赤字
		②優遇措置 B
		創業(設立)10年未満の中小企業者であること(所得控除と同様に設
		立年数ごとの要件あり)
		(次頁に続く)

- ③①、②共通の要件
 - i 外部からの投資を 1/6 以上取り入れていること
 - ii 大規模法人及び当該大規模法人と特殊な関係にある法人の所有に属 さないこと
 - iii未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- (5) 個人投資家要件:①金銭の払い込みにより対象となる企業の株式を取得していること。
 - ②対象企業が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第3位までの株主の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと。
- (6) その他:経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式については、優遇措置 A または優遇措置 B を適用する企業の企業要件緩和と当該認定組合が企業要件を確認し要件合致を証する確認書発行が可能とされている。
- 2. 特例措置の内容(拡充要件の概要)

令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行う。

平年度の減収見込額一 百万円(制度自体の減収額)(— 百万円)(改正増減収額)(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理		さにへかし出個進 (2) やにでいた。では、一を投せ 施 和よにはし・般家資 の 年株効の 年株効の ままりの かん のいっと のいっと かいまり かいまり かいまり かいまり かいまり かいまり かいまり かいまり	ートアップエコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、の課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。特では、事業化前段階(プレシード・シード期)のスタートアップ企業と的であるという課題があり、新たな技術の実用化・商用化という観点・ド・シード期のスタートアップ企業への投資を増やす必要がある。プ・期のスタートアップ企業は個人投資家(エンジェル投資家)からの企資金調達手段としていることから、スタートアップ企業へ出資をするし税制優遇措置を適用することで、スタートアップ企業への投資を促棄旺盛なスタートアップ企業の成長を支援する。 「性と制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディンで取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることに見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所きることより、スタートアップ企業への投資を促進させる。
今回の		政策体系における政策目的の	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成29年9月策定)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
要望(租税特別	合理性	位置付け 政策の 達成目標	開業率を米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』(令和3年6月18日閣議決定) 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等 と一体となって達成するものである。
別措置)に関連		租税特別措 置の適用又 は延長期間 同上の期間 中の達 標	恒久措置 政策の達成目標と同じ

	1	
	政策目標の 達 成 状 況	開業率:5.1%(令和2年度)
有	要望の 措置の 適用見込み	令和5年度延べ人数見込み:11,929人 令和5年度投資額見込み:126.36億円
効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を図ることは有効である。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における 登録免許税の軽減措置
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することでスタートアップ企業への投資の促進をさせるとともに、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を目的としていることから、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置		1.投資額(単位:億円) 平成31年度 令和2年度 令和3年度 租41の19 41.55 51.54 82.90 租37の13 36.91 38.02 43.46 合計 78.46 89.56 126.36
	租税特別 措 置 の 適用実績	2.個人投資家延べ人数(単位:人) 平成31年度 令和2年度 令和3年度 租41の19 2,173 4,065 5,624 租37の13 551 3,266 6,305 合計 2,724 7,331 11,929
事項の適用実績と効果に		3.対象企業数(単位:社)

租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	個人投資家延べ人数、対象企業数ともに増加傾向にあり、スタートアップ企業への投資促進に寄与している。
前回要望時 の達成目標	
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	開業率は、平成 29 年までは増加傾向にあったが、直近はほぼ横ばいとなっており、令和 2 年は 5.1%である。
これまでの	平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (投資事業有限責任組合経由の投資を適用) 平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象:投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充)
要望経緯	平成 17 年度 延長(売却益圧縮特例の延長) 平成 19 年度 延長、拡充(売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充) 平成 20 年度 拡充(所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止) 令和 2 年度 拡充(対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充(少額電子募集取扱業者の追加)、申請書類の一部削減)

令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(総務省国際戦略局技術政策課)

項目	名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税	目	所得税(租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6) 法人税(租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行令第 20 条)
		の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーシ 繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。
要	るため.	には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うともに、オープンーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。
望	○オー 控除 ^図 ○サー	型のインセンティブ強化 プンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び 率の引上げ ビス開発の要件の見直し
Ø	で))	型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2 年間延長(令和 6 年度末ま) 研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 電間延長(令和6年度末まで))
内	〇中小記 期限 〇才一 究機関 新事業	企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適用 を延長(2年間延長(令和6年度末まで)) プンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研 等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び 開拓における研究開発の成果を活用する事業者に同機構から出資を受け
容	る者を 3 	
		平年度の減収見込額 (精査中) 百万円
		(制度自体の減収額) (▲505, 255 百万円)
		(改正増減収額) (▲24,000百万円)

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対 GDP 比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には 優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える(スピルオーバー効果)いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣 議決定]において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言い難い状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直していくことが必要である。

新設

拡

充

又

は 延 長 を

必

要

とする理

由

【基本計画 (平成29年9月策定)】 V. 情報通信 (1 CT 政策)				令和5年度概算要求における政策体系図
1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 〇科学技術・イノベーション及致の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実別に向けた方はでは、インペーションの教育を投資の総 第3章 科学技術・イノベーション政策ではおいて目指す主要な数値目標。 (主要はり 2025 年度までの、政府研究開発投資の規模 1 (主要はり 2025 年度までの、政府研究開発投資の規模 2 (2) 新名 3 第四 2 (2) 4 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の規模 2 2 章 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 2 2 2 3 2 2 3 2 4 年6月7日間議決策に向けた重点投資分野 (2) 2 3 2 2 2 3 2 2 2 4 4 4 5 6 月 7 1 日間議決策に向けた重点投资分野 (2) 2 3 2 2 2 3 2 2 2 3 2 3 2 2 2 3 2 3 2				【基本計画(平成 29 年 9 月策定)】
3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 〇科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金領での活性化 (1) あるべきとその実現に向けた方向性 【科学技術・イ月ペーション政策において目指す主要な数値目操 「主要なが・イ月標」(主要はり 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模、約 30 兆円 ・2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資が経済を対しては、存分関係的規模、約 10 兆円 (政府投資が呼び水と研究開発投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究と関連される相乗効果を表し向けた重点投資分野 (2) 科学技術・投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。~略一研究開発投資が上接上の表別を持つしてい、第規創業)への投資で表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表				V. 情報通信 (ICT政策)
○科学技術・イノペーション基本計画 [令和3年3月26日閣 議決定] 第3章 科学技術・イノペーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 ((b) あるべき・イノペーション政策に向けた方向性 [科学技術・イノペーション政策において目指す主要な数値 目標] ・2021年度より 2025年度までの、政府研究開発投資の総額:約120兆円(政府投資が呼び水とな写別開制 投資が優差される相乗効果や我が国の政府自担研究費割 合の数準等・2021年度より 2025年度までの、官民合わせた研究開発投資が経過される相乗効果や我が国の政府自担研究費割 合の水準等を勘案				1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
○科学技術・イノペーション基本計画 [令和3年3月26日閣 議決定] 第3章 科学技術・イノペーション政策の推進体制の強化 1 知と価値の創出のための資の領環環の活性化 ((b) あるべき・イノペーション政策において目指す主要な数値 [標] (科学技術・イノペーション政策において目指す主要な数値 [標] (主要より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額・約 120 兆円 (政府投資が呼び水となの実別を開発での水準等を勘案) 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資が優差される相乗効果や我が国の政府倫負担研究費割合の水準等を勘案 (2) 科学技術・イノ湾を増入の投資、浴・インで、対・インで、イン・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、イン・インで、対・インで、対・インで、対・インで、対・インで、イン・イン・インで、イン・イン・イン・イン・イン・イン・カー・イン・イン・イン・カー・オー・イン・カー・イン・カー・イン・カー・オー・イン・カー・イン・				
決定]				3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 加と価値の図とでの実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策の活性化 (b) あるべき姿とでの実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値 目標](主要より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模は 約30 %円 (政府投資が呼び水と切研究開発 投資の総額: 約1 20 %円 (政府投資が呼び水と切研資 と改善) 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発 投資の総額: 約1 20 %円 (政府投資が呼び水と切研資 とな研究 とな研究 とな研究 とな研究 とな研究 とな研究 と 2 章 新しい資本主義に向けた立立流 2 の投資 (1) 科学技術・イノベーションへの投資 (2) 科学技術・イノ省ーションへの投資 (3) スタートアップ・ギャーの変に対しては、インセン ディンチャートアップ・ギャーを表別の拡充が研究性 関連 する				
(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】・2021 年度は9 2025 年度までの、政府研究開発投资の総額の規能・約30兆円・2021 年度は9 2025 年度までの、政府研究開発投资の総額の規能・約30兆円・2021 年度は9 2025 年度までの、政府研究開発投资の総額・約40兆円・2021 年度は9 20兆円(政府投資が呼び水となり程度は分野(投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割を含め水準等を勘案) (本名6月7日閣議法第に向けた重点投資分野(2)科学技術・イノベージョンへの投資へ略、インと増加する企業に対しては、インセンディフを付与してい。~略ではおけらしてい。~略ではおけらしている。~略ではおけらしている。~略では、インセンディンの大学での強化を行うほか、革気を海外の強大を行うほか、本のの投資である。~略で、イン・スタートアップを持つした。連携したを対象に対するイン・表更に関の現代を行うにか、第後と連携した。第後を連加する企業に対しては、インセンを更に素がしている。~略で、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、				第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化
1				(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性
- 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模: 約 30 兆円 - 2021 年度より 2025 年度までの、資民合わせた研究開発投資の総額: 約 120 兆円(政府投資が呼び成り民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究との表り民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究の投資を参加を当ましい資本主義に向けた改革1. 新しい資本主義に向けた改革1. 新しい資本主義に向けた政本2 第 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野(2) 科学研究開発投て、一、20 平 2 で 2 で 3 の 2 で 2 で 3 が 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で				
	,			2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総
要望 ② (租				2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発
日				投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割
(租 税 特 別 措 置) 政策 体系 における 政策目的の 位 置 付 け 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性				合の水準等を勘案)
## 1				
(2) 科学技術・イノベーションへの投資	租			第2章 新しい資本主義に向けた改革
特別 措置 政策目的の 位置 付け 関連 性 性 で	税			(2)科学技術・イノベーションへの投資
理性 (3) スタートアップ(新規創業) への投資 (3) スタートアップ(新規創業) への投資 (3) スタートアップ(新規創業) への投資 (3) スタートアップ (新規創業) への投資 (4) スタートアップ (5) 表 (5)		合	政策体系	
世性 位置付け		理		
(アリア・アップの出生を行うは、中部技術の研究学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。~略~ (日間では、インセンティブを強める。 でいる。 第 しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 11. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 2. 科学技術・イノベーションへの電気開発投資に対しては、インセンティブを強化の研究開発投資をはある。 で略~民間の現策を進める。 で略~ その上で、研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 で略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略とよしても、既有の大企業のスタートアップの出口戦略とはとしても、既有要である。こ		性	政策目的の	~略~ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創
に関連する。~略~ 〇 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるようにので検討を進める。~略~その上で、研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。~略~その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進(2)付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在カラトアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進のための税制である。ことが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても、またないます。		_		開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学
連する月7日閣議決定] Ⅲ.新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2.科学技術・イノベーションへの重点的投資 ~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業のを進める。 ~略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3.スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直とで、スタートアップに出資し、さらに買収することが、スタートアップの出し、さらに買収することが、スタートアップの出戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ	1=			
連 す 6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ~略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出し、さらに買収することが、スタートアップの出戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ	関			 ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「令和4年
2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、に間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ~略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ	連			6月7日閣議決定]
・事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	す			2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資
事項 を更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 〜略〜 その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ				│ ンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーション │
で検討を進める。	-			を更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民
その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ	埧			て検討を進める。
3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制 等の在り方やルールの見直し ~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ				その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセ
推進 (2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制 等の在り方やルールの見直し 〜略〜スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ				ンティブを付与していく。
(2)付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。こ				
等の在り方やルールの見直し ~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオ ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ				
等の在り方やルールの見直し ~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオ ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ				
〜略〜スタートアップに投資し、さらに買収することが、 スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオ ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ				等の在り方やルールの見直し
│ │ │ │ │ │ │ │ │				~略~スタートアップに投資し、さらに買収することが、
- 」 」 」 」 」 」 」 いため、オーノン4ノヘーンョンを促進するため、税制				ープンイノベーションの推進策としても重要である。こ
等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。				

	○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性 一成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が 「成長と分配の好循環」をリードする— [令和 4 年 6 月 22 日 中小企業政策審議会 総会] 第 4 章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体の パフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現 する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応事ま する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応事ま 者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適したが 生産性向上を目指していくことが を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが を発揮し、成長・生産が成長志向に変革していき、一 者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になること を目指して、政策支援を展開していきたい。
政 策 の 達成目標	
租税特別置の適用は延長期	以上、適用期限の定めなし)
同上の期 中の達 目	- 19日本の行われた研究問券は各の数別をプリーチ申しにプリルチ申すで
政策目標(達成状)	- 総名
要望(
女玉	グ │○令和5年度適用件数見込み

		措 置 の 適用見込み		支術基盤強化税 イノベーション		3,698 件/真 6,091 件/真 692 件/真	事業年度
	有効		→ 研究順 ・研究開発和 ・令和 2 年原	果の試算 度減収額 5,053 開発税制等によ 説制等の研究開 度~令和 12 年 :3 兆 5,093 信	る研究開発技 発投資押上交 度までの 10	79. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 1	円
	性	要望の措置		斉産業省「令和 の在り方に関す		技術調査事業	(研究開発
		の効果見込 み(手段とし ての有効性)	税制改正に 3.4%増加し で、経済企う ッションペー におけるオー	(Kasahara et おける総額型の たとされている 業研究所が EBPI ーパー(池内(20 ープンイノベー 研究開発投資の	導入により、 る。また、経 Mの一環とし (22))によれば ・ション型の扱	研究開発投資 済産業省と連っ て行った研究の ば、2015年度の な充により、平	が 3.0~ 携した上 のディスカ D税制改正 均で 14.4%
_			以上のよ ^っ ろであるが、	うに、本税制の こうした過去 分析について検	の分析等を路	皆まえつつ、引	
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし				
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	政府全体で	様々な研究開発	・予算の要求が	が行われる予定	2
			び研究テー 開発段階に る研究開発	措置は、それぞ マ等を設定する おける成果の獲 投資を幅広く、 肉と対象が異な	ことで、より 得を目指す制 中立的に促進	特定された分 制度であり、民	野又は研究間活力によ
	当 性			外国においても 責極的な支援が			、予算・税
		 上記の予算	民間研究開発	投資に対する政 団究開発税制	<u>府支援の対民</u> 補助金等	間研究開発比率 合計	(2019)
		上の措置等	日本	9.98%	2.05%	12.03%	
		と要望項目	米国	11. 37%	12. 33%	23. 70%	
		との関係	英国	33. 01%	8. 14%	41. 15%	
			独国	0. 00%	6. 97%	6. 97%	
			仏国	28. 39%	11. 09%	39. 48%	
			韓国	12. 23%	16. 50%	28. 73%	
			中国	6. 85%	5. 65%	12. 50%	
			7ヵ国平均 (出典・OFC	14.55% CD Main Science	8. 96%	23. 51%	
			Indicators)		and rounnul	~6 <i>J</i>	
			indicators)				

		※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。
		革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業 形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要 であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公 平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。
	要望の措置の 妥 当 性	研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。
		大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。 そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。
	租税特別 措 置 の 適用実績	(1) 減収額実績(うち、資本金1億円以下の法人分) <ー般型> 平成30年度 5,751億円(57億円) 令和元年度 5,192億円(101億円) 令和2年度 4,737億円(132億円) <・中小企業技術基盤強化税制> 平成30年度 357億円(357億円) 令和元年度 287億円(286億円) 令和2年度 208億円(206億円) <・高水準型> 平成30年度 23億円(1.2億円) 令和元年度 6.7億円(0.3億円) 令和元年度 6.7億円(0.3億円) 令和2年度 一億円(-億円) <オープンイノベーション型> 平成30年度 84億円(3.7億円) 令和2年度 108億円(4.5億円) 令和2年度 108億円(4.5億円) ②適用事業者数(うち、資本金1億円以下の法人分) <ー般型> 平成30年度 3,822法人(1,017法人) 令和元年度 3,598法人(1,010法人) 令和2年度 3,504法人(1,010法人)

<u> </u>	
	〈中小企業技術基盤強化税制〉 平成 30 年度 5,690 法人 (5,674 法人) 令和 元年度 5,478 法人 (5,463 法人) 令和 2 年度 5,164 法人 (5,148 法人) 〈高水準型〉 平成 30 年度 149 法人 (110 法人) 令和 元年度 96 法人 (79 法人)
	令和 2 年度 -法人 (-法人) <オープンイノベーション型> 平成 30 年度 580 法人 (283 法人) 令和 元年度 554 法人 (254 法人) 令和 2 年度 562 法人 (281 法人) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
	※前回要望時(令和3年度税制改正要望時)における令和2年度 の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見 込事業者数は、別紙に記載。
	① 租税特別措置法の条項 42条の4
租特透明化 法に基づく 適 用 実 態	②令和2年度適用件数(うち、資本金1億円以下の法人分) (1)一般型:3,504法人(1,024法人) (2)中小企業技術基盤強化税制:5,164法人(5,148法人) (3)オープンイノベーション型:562法人(281法人)
調査結果	③令和 2 年度適用額(うち、資本金 1 億円以下の法人分) (1) 一般型:4,737 億円(132 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制:208 億円(206 億円) (3) オープンイノベーション型:108 億円(4.5 億円)
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	〇企業の研究開発費の推移(うち、資本金1億円未満の企業分) 平成26年度 135,864億円(5,141億円) 平成27年度 136,857億円(4,404億円) 平成28年度 133,183億円(4,357億円) 平成29年度 137,989億円(3,955億円) 平成30年度 142,316億円(3,809億円) 令和元年度 142,121億円(4,077億円) 令和元年度 138,608億円(4,261億円) (出典:総務省「科学技術研究調査」)
前回要望時 の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精 査中
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている(総務省「科学技術研究調査」)
これまでの 要 望 経 緯	昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除
	15%以下増加分25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除

昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設

昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費 として特別加算

平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)

平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)

平成 7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)

平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充

(大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)

平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。

特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%相 当額(特別試験研究の額がある場合には、その 支出額の 15%相当額を加算することとし、当期 の法人税額の 14%相当額)に変更。

縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化 法の特定事業者に係る特例の廃止。

平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。

縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協 同組合等が賦課する負担金の廃止。

平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。

平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。

縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。

平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。

売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。

平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。

拡充 (経済対策)総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の 平成23、24年度への繰越控除を措置(22年度 末まで)。 平成22年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長 (23年度末まで)。

平成23年度縮減総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。

延長 (平成23年6月再つなぎ法)

総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長(23 年度末まで)。

平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ(20%→30%) (26 年度末まで)

平成 26 年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長 (28 年度末まで)

増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度 (OI型) をあわせ、控除上限を 30% (総額型 25%、OI型 5%) にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

0I型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率 に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを 導入(控除率の一部は 30 年度末まで)。

売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入(30年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を 支援対象に追加。

01型の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。

令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上 げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部 控除率の引上げ

> 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブ を強化。

> 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の 場合の控除率上乗せ措置を創設(令和2年度末 まで)。

> ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除 上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長 (令和2年度末まで)

令和 3年度 拡充 一般型(総額型から改名)の控除上限を 25% から 30%に引き上げ(2年間)

> ※2020年2月1日より前に終了する事業年度と 比較し一定の要件を満たした場合。

> 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。

自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。

縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長 (令和4年度末まで)

(総務省)

 税 目 所得税、法人税 要 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置(所得税・2,000万円以下の部分について、税率を経滅(本則15%、特例10%)、法人税:法人重課の適用除外)の適用期限を3年間(令和7年12月31日まで)延長する。 【関係条文】租税特別措置法第31条の2、第62条の3 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第5項、第19条第5項第13条第5項、第18条の9第5項第11条の5第5項、第18条の9第5項中4度の減収見込額第11条の5第5項、第18条の9第5項中4度の減収額(一百万円)(改正増減収額)(一百万円)(改正増減収額)(一百万円) 新 (1) 政策目的春らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進等に上近天の表別を増えた優な信環境を備えた任宅・宅地整備を促進することが引き続きたりににて、良好な環境を備えた任宅・宅地整備を促進することが引き続きたりににて、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続きたりにに、の形成のまちつくり方針と調和したコンパクトシティの推進した。しかにより、1世に近のまちつくり方針と調和したコンパクトシティの推進してもいても、1地域のまちつくり方針と調和したコンパクトシティの推進した。ことが基本的な施策として掲げられて起いるところ。しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良かは環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコストやリスクを整備によることが最大的な流策として掲げられておらところ。しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良が環境を備えた住宅・宅・地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業の出環境を備えた住宅・宅・地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコストやリスクを整備をでいたより、事業に要する期間の理は、よ事業者等の用地取得を円滑化を図るる。また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。 	項目	名	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 課税の特例の延長
の特例措置(所得税:2,000 万円以下の部分について、税率を軽減(本則15%、特例10%) 法人税:法人税:表人重課の適用除外)の適用期限を3年間(令和7年12月31日まで)延長する。 【関係条文】 租稅特別措置法第31条の2、第62条の3 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国稅関係法律の臨時特例に関する法律第13条第5項、第19条第5項 東日本大震災の被災者等に係る国稅関係法律の臨時特例に関する法律第11条の5第5項、第18条の9第5項 「平年度の減収見込額 「一百万円(改正増減収額)(一百万円)(改正増減収額)(一百万円)(改正増減収額)(一百万円)(改正増減収額)(一百万円)(改正増減収額)(一百万円)(改正増減収額)(一百万円)(改正増減収額)(一百万円)(次正増減収額)(一百万円)(次正増減収額)(一百万円)(次正増減収額)(一百万円)(次正増減収額)(一百万円)(次正増減収額)(下分間、表記の必要性 「一日万円)(次正増減収額)(一百万円)(次正増減収額)(下分間、表記の必要性 「一日万円)(次正増減収額)(下日万円)(次正増減収額)(下日万円)(次正増減では、上半減では、上半減では、上半減では、一分に対し、上半減では、一分に対し、上半減では、一分に対し、上半減では、一分に対し、上半減では、一分に対し、一分に対し、に、(略)との世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」をといることが基本的な施策として掲げられているところ。しかし、このような公共施設等の基盤を整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業が表記とて掲げられているところ。ことが基本的なを設定して掲げられているところ。ことが基本的な施策として掲げられているところ。ことが基本的な施策として掲げられているところ。ことがよれているところ。ことがよれているところ。ことがよれているところ。ことがよれているところ。ことがは、表記を表にを対し、表記を表にを対し、表記を表に表し、表記を表に表して、表記を表記を表に表して、表記を表記を表して、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	税	目	所得税、法人税
望	要	の特例 15%、	措置 (所得税:2,000 万円以下の部分について、税率を軽減 (本則 特例 10%)、法人税:法人重課の適用除外)の適用期限を3年間(令和
 第13条第5項、第19条第5項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の5第5項、第18条の9第5項	望	【関係组	条文】 別措置法第 31 条の 2 、第 62 条の 3
容	0	第 13 条 東日本	€第5項、第19条第5項 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
容 (制度自体の減収額) (一百万円)	内		亚在中心试识目之短
新 (1) 政策目的 暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 等 ・ 拡 充 又 (2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い歌地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。ことが引き続きた水のしたした。良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続きたいて、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続きたいても、おいても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進と)」に、(略) どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」には、(略) どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」にに、(略) どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を を			
新 (1) 政策目的 暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 等 ・ 拡 充 又 (2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズ水的を にないり、「住生活基本計画(全国計画)(今和3年3月19日閣議決定)」においても「中域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、 (略) どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通っており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	容		
語	立に	(1) 正行名	
		() ,	
拡 充 又 (2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こか引き続きないたした。良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続きないにあり、「住生活基本計画(全国計画)(今和3年3月19日閣議決定においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とをおいても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とをおいても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とをといい、(略)どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」をとが基本的な施策として掲げられているところ。しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅が高ことが基本的な施策として掲げられているところ。しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅が高ことが基本的な施策として掲げられているところ。こかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅が高ことが基本的なが、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することに記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	設		
在 又 (2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地 や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対 応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求められており、「住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)」においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進ととも おいても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進ととで おいても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とを図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このおりな共施設等の基整を備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。このため、事業に要する期間の短期に、民間事業のコストを円滑化することにより、事業に要する期間の短期に、民間事業のコストを円滑化することにより、事業に要する期間の短期に、民間事業のコストの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。			
又は (2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き議決定)」においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進ととをして、(略) どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」とを図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通がて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	<u>拡</u>		
(2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求められており、「住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)」においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進ととをとが基本的な施策として掲げられているところ。しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	充		
は 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求められており、「住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)」においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とととに、(略)どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図ることが基本的な施策として掲げられているところ。しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	又	 (2) 施令	策の必要性
応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求められており、「住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)」においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、(略)どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	は	職住	近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地
長 おいても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、(略)どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	延	や公園: 応して.	等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対 、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求めら
を に、 (略) どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	長	れており	り、「住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)」に
必	を	に、(B	略)どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図
と	必	しか	し、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・
と このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。	要		
す て上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 る また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の 円滑化を図る等の必要がある。	٤	この	ため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化する
る また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の 理 円滑化を図る等の必要がある。	す	て上記	
理 円滑化を図る等の必要がある。	る		公共田地の確保等の施策についても、 事業の迅速化の組占から一層の
曲	理		
	由		

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	総務省政策評価基本計画(平成 29 年総務省訓令第 110 号) イ. 地方行財政 ②. 地域振興(地域力創造)	
	合	政 策 の 達成目標	都市機能更新率 42.5%(平成 30 年度)→47.0%(令和 10 年度) 等	
	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	3年間(令和5年1月1日~令和7年12月31日)	
今回の		同上の期間 中の達成 目 標	都市機能更新率 45.7%(令和7年度) 等	
要 望		政策目標の 達 成 状 況	令和3年度における都市機能更新率は 44.0%となっている。 等	
租税	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	<地権者数>※国土交通省による制度全体を対象とした推計値個人 5,055人(平成30年度~令和2年度の平均値)	
特別措置)に		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えるとともに、事業者の仕入れコストを軽減することによって、最終購入価格を引き下げることが効果的である。そのため、本特例措置の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。	
に関連する		当該要望項 目以外の税 制上の措置	 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の軽減措置(個人住民税、法人住民税) 特定住宅地造成事業に係る土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) 	
事項	相当	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	社会資本整備総合交付金 (令和5年度予算概算要求額 6,900億円の内数) 等	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	良好な居住環境の整備に関する事業の事業費等に対する施行者への予算措置を行うとともに、土地の譲渡者に対し本特例措置による税制上のインセンティブを付与する等、予算措置と税制上の特例による一体的な支援措置により良好な居住環境の整備を促進する。	
			要望の措置の 妥 当 性	本特例措置は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例措置は的確かつ必要最低限の措置である。

これまでの租	租税特別 措 置 の 適用実績	 (減収額> (所得税) 平成30年度 2,926百万円 令和元年度 3,264百万円 令和2年度 3,064百万円 (前回要望時の減収見込:平年度2,960百万円) (法人税) (前回要望時の減収見込:O) (法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率が課される重課制度が停止中のため。) <地権者数> (個人) ※推計値平成30年度 4,027人令和元年度 5,163人令和2年度 5,973人
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	(前回要望時の地権者数見込:平年度 3, 959 人)
美績と効果に関連	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置によって、良好な環境を備えた住宅地等の開発事業が約2,234ha(平成30年~令和2年)進められており、居住環境の改善等に相応の効果を上げている。
選する事項	前回要望時 の達成目標	最低居住面積水準未満率 4.2%(平成 25 年度)→早期に解消 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 42%(平成 25 年)→50%(令和 7 年) 大都市圏:37%(平成 25 年)→50%(令和 7 年) 等
	前回要望時からび目でではいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	平成30年度における最低居住面積水準未満率は4.0%、平成30年度における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で42%、大都市圏で39%となっており、居住環境の改善に相応の効果を上げている。
これまでの 要 望 経 緯		昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成2年度 拡充・延長 平成3年度 拡充・延長 平成8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長 平成20年度 拡充・延長 平成20年度 延長

令 和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室)

項目	名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税	目	所得税、法人税

【要望】

半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第9条の2 第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務 大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地区における法 人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービ ス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置にあっては普通 償却額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%)に ついて、適用期限を2年間(令和7年3月31日まで)延長する。

【現行制度】

1. 製造業・旅館業

(1) 対象

①資本金5,000万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 取得等

②資本金5,000万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等

(2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限 値以上である場合

資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上

・ 2.農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1) 対象

①資本金5,000万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 取得等

- ②資本金5,000万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等
- (2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合

【関係条文】

半島振興法第9条の2、第16条

(所得税) 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号

租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項及び第26項

要

望

内

の

容

6-1

		租	税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、 11項、第22項及び第27項
			平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) (▲400百万円の 内数) (改 正 増 減 収 額) (-百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		抱少定き (2) 半が、こる域売求、てを民 策 島失若の就の業め会の進事 必 域れ層め者ままニの域が関係を表していた。	、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的条件不利性をによる人口減少と高齢化の進展が全国平均を上回り、就業者も減況にある。これらの課題に対応し、雇用機会を拡大し、ひいてはるため、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づ者による投資促進を通じた内発的発展を図る。 性 おいては、地理的条件不利性により人口流出が生じ、同地域の活きている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保を図人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。 は、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域におの業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島た観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等、新たに立地する可能性がある情報サービス業等について、市場ズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要がを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。
今回の		政策体系 における 政策目的の 位置付け	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
今回の要望(租税	合	政 策 の 達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)
(租税特別措置)に	世 性 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)
に関連する事項			半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)
項		政策目標の 達 成 状 況	令和3年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、0.76となっている。

	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和4年度172件 令和5年度163件 令和6年度156件 ※令和4年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和5年度及び令和6年度分は令和4年度分の数値を基に算出した推計値。
1	生	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置を毎年活用することにより、最新の設備の導入、 新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模 の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進及び 雇用創出の両面から有効であると考えられる。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補塡措置:事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が 適用される場合等を定める省令
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	① 半島振興広域連携促進事業 67百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 18百万円 (令和5年度概算要求額)
뇔	目 当 生	上記の予算 上の措置項 と要望項目 との関係	 ① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。 これに対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。
		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定 した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているもので あり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致す

るものである。

さらに、民間投資を刺激するのみならず、雇用の創出効果も

期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。 半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行し ており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地 域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。 これを踏まえると、半島地域の市町村が策定した産業振興促進 計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展 (単位:(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円) 適用額 減収額 1, 748 (1, 529) 406 (355) 1. 721 (1. 816) 399 (451) 185 (161) | 1,815 (2,041) 421 (473) 【出典】関係道府県に聞き取った結果をもとに算出。 前回要望時の聞き取り調査では税制特例適用の意向がなかっ たが、後日適用に至った案件が確認されたため。ただし適用額 減少は、より実態に近づけるために計算に使用する適用耐用年 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却 本特例措置は半島振興において重要としている業種に係る設 備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置を 毎年活用して最新の製造設備を導入することで、数十人規模の 新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創 出の両面から有効であると考えられる。 これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に 寄与する有効性を有していると考えられる。 前回要望時 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を 1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であると の達成目標 きは1.00超) (毎年度)

前回要望時からび目ではいるではいる。	令和3年の初り、目標値に ことは変わり	ら30代の子育て世帯等の転入などもみられた結果、社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は0.76であは達成してはいるものの、全体として社会減であるらず、また、年度ごとに上下しているため今後も予い状態である。
までの 2 経	昭昭平平平 平平平平 平 平平 平 平平中 平 平平中 中 平平中 中 平平中 平 平平中 中 年年年年年年年年	適用期限の2年間延長 (1,900万円超) 適用期間の2年間延長 (1,900万円超) 適用期間の1年間延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 適用期限の2年間延長 (2,300万円超) 特別償却率引下げ (機械等 14/100→13/100) 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100→11/100) 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100→11/100) 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100→11/100) 適用期限の2年間延長 (機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加 (半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 適用期限の2年間延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000万円超) 適用期限の2年間延長
	平成23年度 平成25年度 平成27年度 平成29年度 令和元年度	適用期限の2年間延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) 適用期限の2年間延長 適用期限の2年間延長 適用期限の2年間延長 適用期限の2年間延長

令 和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室)

項目	名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延 長
税	目	所得税、法人税

【要望】

離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する 産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣(総務大臣、農林水産大臣 及び国土交通大臣)が指定する地区における、法人又は個人に適用される、製 造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資につい て、割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置にあっては普通償却限度 額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%) の適用期 限を2年間(令和7年3月31日まで)延長する。

そのほか、所要の措置を講ずる。

【現行制度】

1. 製造業・旅館業

(1) 対象

- ①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物 の取得等
- ②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新増設に係る取得等

(2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以 上である場合

の

望

要

取得価額 500 万円以上 1,000 万円以上	2,000万円以上

2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1)対象

- ①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物 の取得等
- ②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新増設に係る取得等
- (2)取得価額の下限値
 - 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である 場合

【関係条文】

離島振興法第19条

(所得税) 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、 第22項、第23項及び第26項

租税特別措置法施行規則第5条の13第9項及び第10項

内

容

(法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、 第 23 項、第 24 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 9 項及び第 10 項

平年度の減収見込額

— 百万円(▲400 百万円

(制度自体の減収額)

▲400 日万円 の内数)

(改正增減収額)

(百万円)

新

設

拡

充

又

は

(1) 政策目的

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。

そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、 離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図るこ とにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。

(2) 施策の必要性

政策目標である人口減少傾向の改善を図るためには、社会減による人口流出・人口減少が続く離島において、産業活動の活性化及び雇用の維持等の人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策を行うことが必要である。離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業並びに成長産業であり、輸送コストの影響を受けにくい情報サービス業等は、それぞれの業種が離島にとって重要な産業である。

ほぼ全ての地域において産業の振興に関する計画が策定され、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移、就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、離島にとって重要な前述の産業の振興を図るため、地域内の事業者による投資促進を通じた内発的発展と地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。

延長を必要とする理

由

		1	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
		政 策 の 達成目標	離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を 315 千人以上と する。
	合理	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)
今回の要望(租	性	同上の期間 中 の 達 成 目 標	離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 令和2年度:349千人 →令和6年度:目標値321千人 平成30年度末~令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口減 少率の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推 計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止 するという観点から、目標値をその値以上とする。
H 税 特 別		政策目標の 達 成 状 況	離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和3年度の人口は344千人であった。
措置)に関連する事	有効性	要望の措置の適用見込み	地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。
項		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の 積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、 就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込ま れている。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補塡:事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・離島振興法第 20 条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に 伴う措置が適用される場合等を定める省令

		I a
	予算上の	①公共事業予算の一括計上 44,097百万円 ②離島活性化交付金 1,552百万円
	措置等の	③離島振興調査費
	要求内容 及び金額	(令和5年度概算要求額)
	人の並領	
		│ │ 離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が
		水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の
		推進等を行うものである。また、企業誘致に関しては令和5年
		度概算要求しているが、これは事業者に対する直接支援ではな
	上記の予算	く、企業誘致を促進する自治体向けの支援措置であり、誘致の
	上の措置等	
	と要望項目	それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の
	との関係	立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進すること
		│で、経済の活性化及び就業機会の確保を図ることを目的として │実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に
		犬爬りるものとめり、又張日的が異なることがら、両右の間に 代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果
		た音性はないはがりが、もじろり昇・杭嗣が、 体となりと効果 を発揮するものである。
		隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産
		業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業
		者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えるこ
		とが必要であることから、これを実現する施策として、当該措
	要望の措置	│置が妥当である。 │ 離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上
	安全の指遣の妥当性	離島派典対策の他の支援指置としては、公共事業の一指訂工 や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これら
	<i>o</i>	は主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を
		創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。
		また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島
		振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措
		置である。
٦		
これまでの		適用件数 適用額 減収額
まで		(百万円) (百万円)
0		令和元年 26 (20) 65 (54) 15 (12)
果 租に 税		令和 2 年 26 (25) 58 (99) 13 (23)
関特	租税特別	令和3年 32 (28) 57 (94) 13 (21) 32 (28) 57 (94) 13 (21) 32 (28
2関連する事項7時別措置の適品	措置の	│※「適用件数」及び「適用額」は関係都道県への調査での確認 │ 書をもとに算出。
る置	適用実績	│ 晉でもこに弁山。 │※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。
事の		※()内は、前回要望時の適用見込値
現 週 用		
実		令和元年:適用額×23.2%(法人税率)=減収額
用実績と効		令和2年:適用額×23.2%(法人税率)=減収額
効		令和3年:適用額×23.2%(法人税率)=減収額

	1	
	租特透明化 法に基づ 用 実 調 査 結 果	〈令和2年度調査結果〉 ① 租税特別措置法の条項第45条 ② 適用件数及び適用総額 適用件数 適用総額平成30年度 12件 45百万円令和元年度 8件 30百万円令和2年度 8件 42百万円
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備 投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積 極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就 業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが考えられ る。
	前回要望時 の達成目標	令和4年度の離島振興対策実施地域の人口を 336 千人以上と する。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	令和2年度の人口は 348 千人であり、令和4年度の目標値は 達成できる見込みであるが、高齢化の進展と若年層の流出によ る人口減少に歯止めがかかっていない状況である。
これまでの 要 望 経 緯		平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ〇) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 下成19年度 適用期限の2年延長 下成19年度 適用期限の2年延長 本充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下 げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長

拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下 げ(資本規模により異なる))

拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区 に拡充)

平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 令和元年度 適用期限の 2 年延長 令和 3 年度 適用期限の 2 年延長

令 和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室)

項目	名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税	目	所得税、法人税

【要望】

奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項の規定に基づき市町村が作成する産業振興促進計画を主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%)の適用期限を1年間(令和6年3月31日まで)延長する。

【現行制度】

- 1. 製造業・旅館業
- (1) 対象
 - ①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等
 - ②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新増設に係る取得等
- (2) 取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値 以上である場合

資本金の規模5,000万円以下5,000万円超 1億円以下1億円超取得価額500万円以上1,000万円以上2,000万円以上

内

2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1)対象

①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

- ②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新増設に係る取得等
- (2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が500万円以上である 場合

【関係条文】

・奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項

(所得税) 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第4号

租税特別措置法施行令第6条の3第14項第4号、第15項第4号、 第24項、第25項及び第26項

租税特別措置法施行規則第5条の13第8項、第9項及び第10項

望

の

要

容

新 設 • 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 ع す る 玾 由 (法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第4号

租税特別措置法施行令第 28 条の9第 15 項第4号、第 16 項第4号、第 25 項、第 26 項及び第 27 項

租税特別措置法施行規則第20条の16第8項、第9項及び第10項

平年度の減収見込額

- 百万円

(制度自体の減収額) (▲400 百万円の内

数)

(改正増減収額)

(一百万円)

(1) 政策目的

戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分にないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。

奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。

(2) 施策の必要性

政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るため、奄美群島においては、就業機会の確保が必要である。そのためには、奄美群島の魅力と資源を活用した自立的経済社会構造への転換が求められ、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、世界自然遺産登録を契機とした「旅館業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図る必要がある。奄美群島 12 市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」においても、「6次産業化や特産品開発、観光コンテンツの充実などを推進していく」、「農業、観光/交流、情報通信分野を中心とした産業振興や雇用創出いく」、「農業、観光/交流、情報通信分野を中心とした産業振興や雇用創出いの中略)いのための取組を推進していく」と位置づけられているところである。

しかしながら、同地域の主力産業である「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」における就業者数は依然として厳しい状況にあることから、設備投資や雇用機会創出の促進を強力に支援する必要がある。「情報サービス業等」については、IT 企業の誘致をはじめ、行政と連携して地元の IT スキルを持った人材育成にも取り組んでいる。更に今後テレワークやサテライトオフィス等の勤務形態が増加すると見込まれることから、企業の設備投資等を支援する必要がある。

	1	т	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
		政 策 の 達成目標	奄美群島内の令和5年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	1年間(令和5年4月1日~令和6年3月31日)
今回	11	同上の期間 中の達成 目標	目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
の要望(租		政策目標の 達 成 状 況	奄美群島の令和2年度末時点の総人口は 105 千人となっているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いている。
税特別措	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和4年度 7件 令和5年度 9件
置)に関連する事項		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置 (減収補塡:事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・奄美群島振興開発特別措置法第38条 ・奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除 又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	①公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令に定められ た以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合に ついて、嵩上げされている。 対象事業:道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処

理施設、海岸、河川及び義務教育施設

(根拠法令:奄美群島振興開発特別措置法第6条) 令和5年度予算 概算要求額 18,500百万円

②奄美群島振興交付金

奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援する。

対象事業:農業創出緊急支援事業、航路・航空路運賃軽減事業

(根拠法令:奄美群島振興開発特別措置法第9条) 令和5年度予算 概算要求額 2,799百万円

上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係

以上の措置は、主に国、地方公共団体等を対象に、道路や港湾等の社会基盤の整備、航空輸送費の軽減等の取組を支援するものである。他方、本特例措置は、奄美群島の個人や中小規模の事業者を主な対象として、各種事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。したがって、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。

また、両施策が一体的に運用されることで、例えば予算事業により奄美群島の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、奄美群島振興開発特別措置法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び奄美群島における定住の促進に寄与するものと考えられる。

条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要がある。本特例措置は、民間事業者を対象に、事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、効率的かつ効果的である。

要望の措置 の 妥 当 性

なお、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は主に行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。

また、本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象として おり、必要最小限の措置である。

			適用件数	適用額	減収額
		^ <i>-</i>	6件	10 百万円	2 百万円
		令和元年	(10 件)	(28 百万円)	(6百万円)
			4件	7 百万円	2百万円
		令和2年	(6件)	, ロカロ (9百万円)	(2百万円)
	租税特別		3件	5百万円	1百万円
	措 置 の	令和3年	1		(4百万円)
	適用実績		(9件)	(18 百万円)	(4日万円)
		│ ※和特添服化・	法に基づく適	用実態調査とは異	かり 沓産毎に供
_		数を積算して		川大心明正とは大	なり、貝圧中に日
		—		額は鹿児島県及び	本美野自古町おか
ま				観は底光島県及び 法人税率は 23.2%	
で		りの耳さ取りず	応米みり朱司、	本人悦争は 23. Z%	12 U/2。)
和					
税					
特				械等の特別償却	
別 ++	租特透明化	│ 根拠条文:ホ	租税特別措置沒	去第 45 条	
指置	法に基づく		適用件数	適用額	
の	適 用 実 態	平成 30 年度			
適	調査結果	-	4件	14 百万円	
用		令和元年度	3件	9百万円	
人 結		令和2年度	2件	6百万円	
اً عُ	1				
効	租税特別措	本特例措置	は、奄美群島	の振興開発におい	て特に重要な業種
果	置の適用に	を対象として	いるとともに	、中小事業者が行	う規模の設備投資
関	よる効果			たものである。ま	
連	(手段として			、地域外からの事	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	の有効性)			投資促進を通じた	
る 事	00 H XI II /			果に貢献するものと	
項					
	前回要望時				
	の達成目標	目標値 奄美郡	鮮島の総人口	令和5年度末	103 千人以上
	7 年 7 日 1 7				
	前回要望時				
	からの達成			. 	
	度及び目標			3和3年度末現在で	
	に達してい			展と若年層の流出	による人口減少が
	ない場合の	依然として続し	いている。		
	理由				
		平成 10 年度	創設 (奋美群	島の過疎に類する	地区)
				100 建物等 8/100	· ·
		平成 11 年度	適用期限の2		2,000 /リー 1代旦/
	これまでの			平间延迟 100 建物等 7/100))
要望	星経 緯	平成 12 年度	拡充	100)生物 (1/100)	,
		一次 14 千皮	-: ·	てかけっかけてい	フトウェマザナウ
				る地区におけるソ	ノト:ノエア未を垣
		亚代 12 左帝	加)	左眼延星	
		平成 13 年度	適用期限の3	平 间延長	

(機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)

平成 16 年度 適用期限の 2 年間延長

拡充(離島振興対策実施地域に類する地区におけ

る農林水産物を小売する事業を追加)

過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外

平成 17 年度 特別償却率の引き下げ

(離島振興対策実施地域に類する地区)

(機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)

平成18年度 適用期限を1年間延長

平成19年度 適用期限を2年間延長

取得価格要件の引き下げ

(2,500万円超→2,000万円超)

平成21年度 適用期限を2年間延長

拡充(情報通信産業等を追加)

平成23年度 適用期限を2年間延長

過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外

平成25年度 適用期限の1年間延長

割増償却へ改組

拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ

(2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異な

る))

平成26年度 適用期限を1年延長

平成27年度 適用期限を2年延長

平成29年度 適用期限を2年延長

令和 元年度 適用期限を2年延長

令和 3年度 適用期限を2年延長

令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項目	名	出産費及	び家族出産	費の支給	額の見直しに伴う非課 	税措置等0	D拡充
税	目	所得税、	国税徴収法、	徴収規:	定		
要	の安定におい	を図るたる て、令和:	め、令和4年 5 年度以降の	度に出産 出産費及	である地方公務員等ので でででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	支給額の見 て、引き続	直す場合
望	公務員:	夺 共准和1	5法第 92 宋북	FIC基 J	く非課税措置を講じる	0	
o o							
内				ĺ	立矢座のば加見さぬ		百万円
					平年度の減収見込額	_	
容					(制度自体の減収額)	(—	百万円)
					(改正増減収額)	(—	百万円)
新	(1) 政治	策目的					
設					員である地方公務員等(の生活の保	障又は生
nX	活の ! 	女疋を凶る	ることができ	る。			
•	(2) 施第	策の必要性	/-				
拡				今めたほ	保健給付は、組合員で	ちろ地 古か	、怒昌笙の
充	生活	の保障又に	は生活の安定	を図るた	、庭柏内は、福日員で こめに支給されるもの き非課税等(注)とな	であるため	が良みの、地方公
又			コムポッ2 朱玉 訓度と同様。	710坐 ノ(J (0 1 0 °	
は				き、組合	計員である地方公務員	等の生活の	保障又は
延					こついても所要の措置		
長							
を							
必							
要							
٤							
す							
る							
理							
由							

	1	ı	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政 策 の 達成目標	非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方 公務員共済組合制度の構築及び管理を図り、組合員である地方 公務員等の生活の保障または生活の安定を図る。
今	合 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置を要望
の要		同上の期間 中 の 達 成 目 標	非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方 公務員共済組合制度の構築及び管理を図り、組合員である地方 公務員等の生活の保障または生活の安定を図る。
望 (租		政策目標の 達 成 状 況	
税特別措	有効性	要望の 措置の 適用見込み	地方公務員共済組合制度の加入者(約 302 万人(令和2年度末))に影響がある。 なお、組合員である地方公務員等が所得税等の納税義務者である。
置いに		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方 公務員共済組合制度の構築及び管理を図り、組合員である地方 公務員等の生活の保障または生活の安定を図る。
関連する	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
事項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	地方公務員共済組合制度に基づき、組合員である地方公務員 等の生活の保障又は生活の安定を図ることができる。

	1	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
天績と効果に関 持	前回要望時 の達成目標	_
埋する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		実績なし

令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項目	名	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置 の延長
 税	目	法人税
要	保する 産形成	学年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確ため、政府税制調査会において議論が行われる老後の生活等に備える資に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の至るまで、課税停止措置の延長を行う。
望	11以完1~1	主るよく、味気停止相直の延衣を打り。
Ø		
内		平年度の減収見込額 — 百万円
		(制度自体の減収額) (— 百万円)
容		(改正増減収額) (— 百万円)
	(1) 政:	
新		等年金給付は、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び
設	公務の	能率的運営を図るための制度であり、これらの充実を図る。
拡	(2) 施:	策の必要性
充	に特別	等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金 法人税課税(課税凍結中)、給付時は課税(公的年金等控除及び退職所 等の対象)となっている。
又	そう	した中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少
は	し、積. さらに	立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、 当該年金の財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に
延	著しい	影響がある。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に で課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運
長	営を図	り、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率
を	的連名	を図る必要がある。
必		
要		
٤		
す		
る		
理		
由		

	1	I	
	40	政策体系 における 政策目的の 位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成 29 年総務省訓令第 110 号)】 II. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政 策 の 達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延 長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、 地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の 能率的運営を図る。
今	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置を要望
回の要		同上の期間 中 の 達 成 目 標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延 長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、 地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の 能率的運営を図る。
望		政策目標の 達成状況	
租税特別	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	退職等年金給付の制度の加入者(約304万人(令和3年度末)) に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う地方公務員共済組合、全 国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会が 特別法人税の納税義務者である。
措置)に		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、地方 公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率 的運営を図ることができる。
関連す	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
事項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥 当 性	退職等年金給付の制度の加入者等の安定した老後の所得確保 及び公務の能率的運営を図ることができる。

ت ا	租税特別 措 置 の 適用実績	
きまでの租税特	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
天績と効果に関 済	前回要望時 の達成目標	
埋する事項	前回要望達成のでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
これまでの 要 望 経 緯		平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 26 年度において特別法人税の課税停止が延長されている。 平成 29 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。 令和 2 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。
	á 部 局)及び 当 者	自治行政局公務員部福利課長 笹野 健 (内線 23262) 課長補佐 三橋 郁 (内線 23045) 担当者 須賀 光利 (内線 23268) 直通 ☎ 03-5253-5557 FAX 03-5253-5561

令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

		(他幼苗日九门以内五幼县即淮州林)
項目	1 名	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置 の延長
税	目	法人税
要	保する産形成	等年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確ため、政府税制調査会において議論が行われる老後の生活等に備える資に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の至るまで、課税停止措置の延長を行う。
望		
Ø		
内		平年度の減収見込額 — 百万円
		(制度自体の減収額) (― 百万円)
容		(改正増減収額) (一百万円)
新	' ' ' ' '	策目的 ************************************
設		等年金給付は、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び 能率的運営を図るための制度であり、これらの充実を図る。
拡	(2) 施	策の必要性
充		等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金 法人税課税(課税凍結中)、給付時は課税(公的年金等控除及び退職所
又	得控除	等の対象)となっている。
は	し、積:	した中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、
延	さらに	当該年金の財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金貧産の運用に 影響がある。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に
長	営を図	で課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運り、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率
を	的運営 [:]	を図る必要がある。
必		
要		
ح		
す		
る		
理		
由		

_	1	T.	
今回の要望(租税特別措置)に関連する事項		政策体系 における 政策目的の 位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成 29 年総務省訓令第 110 号)】 II. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政 策 の 達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延 長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、 地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の 能率的運営を図る。
	合 理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間 中の達成 目 標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延 長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、 地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の 能率的運営を図る。
		政策目標の 達 成 状 況	_
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	退職等年金給付の制度の加入者(約304万人(令和3年度末)) に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う地方公務員共済組合、全 国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会が 特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率 的運営を図ることができる。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	性性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	
		要望の措置 の 妥 当 性	退職等年金給付の制度の加入者等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。

- In	租税特別 措 置 の 適用実績	
までの租税特	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
天績と効果に関 決	前回要望時 の達成目標	
埋する事項	前回要望時からび目に変している。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	
これまでの 要 望 経 緯		平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 26 年度において特別法人税の課税停止が延長されている。 平成 29 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。 令和 2 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。